

平成 29 年 7 月 吉日

お 客 様 各 位

新 潟 縣 信 用 組 合

キャッシュカードによる振込取引の一部利用制限について (振込め詐欺防止対策)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、振り込め詐欺被害が多発しています。特に、キャッシュカードによる振込みに不慣れなお客さまを ATM に誘導し、ご預金を振込ませる「還付金詐欺」等が増加しています。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードによる振込取引の一部利用を制限させていただくこととしました。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70 歳以上で、1 年以上キャッシュカードによる ATM 振込をされていないお客さま。

2. 振込制限の内容

対象となるお客さまは、1,000 円を超えるキャッシュカードによる ATM 振込ができなくなります。

※キャッシュカードによるお預入れ、お引き出しは、従来どおりご利用いただけます。

3. 対応開始日

平成 29 年 8 月 10 日 (木)

4. 対象となるお客さまでキャッシュカードによるお振込みをご希望される場合

お手数をおかけいたしますが、平日の営業時間内にキャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、当組合のお取引店の窓口にお申し出ください。

ご本人確認のうえ、キャッシュカードによるお振込みを可能とさせていただきます。

以 上

